

令和7年 第8回 ふじみ野市農業委員会総会議事録					
招集日時	令和7年8月25日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室		
開会の日時 及び宣告者	開会 閉会	令和7年8月25日	午後1時30分	議長	
議長	久保田 清				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	原田 一	出	10	島田 智之	出
2	堀井 和幸	出	11	横山 明仁	出
3	井上 一浩	出	12	有山 茂幸	出
4	内田 晃生	欠	13	近藤 広巳	出
5	谷田 峰男	出	14	久保田 清	出
6	新井 正一	出	15	柳川 緑	出
7	岸 勇	出	16	内田 輝美(最)	出
8	志摩 勇	欠	17	塩野 弘明(最)	出
9	嶋田 宏	出			
出席者数	農業委員	定数 14名	出席者 12名		
	農地利用最適化推進委員	定数 3名	出席者 3名		
議事参与(説明者)	書記				
葛籠貫 智洋					
島村 雄大					
菅井 健吾					
関口 正幸					

その他重要と 認める事項	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに 署名します。</p> <p>令和7年8月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和7年8月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に9番・10番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第18号について終了します。
日程第4	議長	日程第4、報告第19号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読及び説明。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第19号について終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第20号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、1件を報告します。 本案件につきましては、関係する委員がいる報告となりますので、会議規則第10条の規定により、報告の終了まで、該当委員は退席しますので、よろしくお願いします。 (該当委員退席)

	議 長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事 務 局	報告書朗読。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	報告案件ですので、報告第 20 号について終了します。 該当委員は復席してください。 (該当委員復席)
日程第 6	議 長	日程第 6、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、11 件を議題とします。
	議 長	1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。 農地を農地として売買、貸借等を行う場合には農地法第 3 条の規定に基づき、農業委員会による許可が必要とされております。受人は奥様と 2 名で営農をしております。農業従事日数は年間 170 日で、経営面積は読み上げたとおりでございます。農業用機械としては、トラクター 1 台、耕耘機 1 台、田植え機 1 台、コンバイン 1 台、農業用トラック 1 台を所有しております、今回農業経営規模拡大を希望しております。 現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	議 長 7 番委員	8 月 18 日に 8 番委員と事務局の 3 名で現地調査を行いました。水稻の作付もきれいにされており田んぼとして問題ないと考えます。
		地元委員から説明をお願いします。
	議 長 1 番委員	7 番委員の説明のとおり、適正に管理されていて問題ないと思います。
		質疑はありますか。
	議 長	なし。

全議員 議長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。 異議なし。
全委員 議長	1番の案件につきましては、承認することに決定します。 次に、2番から6番の案件につきましては関連がありますので併せて審議をお願いします。
議長	本案件につきましては、関係する委員がいる議案となりますので、会議規則第10条の規定により、議案の終了まで、該当委員は退席しますので、よろしくお願ひします。 (該当委員退席。)
事務局	事務局朗読及び説明をしてください。 議案書朗読、説明。 申請者である医療法人は当該申請地を介護老人保健施設の利用者のリハビリ農園として活用するため、本申請に至りました。農地所得後は、畑は畑として、田は田として利用する意向があり、農業用機械として、軽トラック1台を所有しており、今後トラクター、田植え機、コンバインを各1台をリースで所有予定となっております。また、耕作の事業に常時従事する者も設定されており、その者が農地の適正管理を行います。 農地法施行令第2条には農地の権利移動の不許可の例外として「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」とされており、申請者は、医療法人に当たるため、農地法上認められております。
議長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。

	7番委員 議長	8月18日に現地調査を行いました。福岡新田の一部は草がひどくて、とても農地とは言えない状況でした。その他の田や畑は適正に管理されていて問題ないと考えます。 地元委員から説明をお願いします。
	13番委員 議長	本日現地調査を行いました。草も刈られていて、問題ないと思います。
	16番委員 事務局	質疑はありますか。 社会福祉法人のリハビリ農園とすることですが、場合によつては建物を立てたり、駐車場に変わることがあるのですか。 駐車場にするための敷地拡張は農地法に基づいた許可が必要であり、建物の場合は農地法による許可と開発の許可が必要になります。
	1番委員 事務局	福岡新田の一部の北側の農地は許可申請しないということですか。
	1番委員 事務局	その通りです。
	1番委員 事務局	農地法3条で目的がリハビリ農園とすることですが、入所者がそこで機能回復を前提とした利用で、農業をするということですか。
	議長	入所者が農作業するということで、申請されております。
	全委員	他に質疑はありますか。
	議長	なし。
	全委員	質疑がないようでしたら、承認してよろしいでしょうか。
	議長	異議なし
	議長	2番から6番の案件につきましては、承認することに決定します。
	議長	該当委員は復席してください。 (該当委員復席)

議 長	次に、7番から11番の案件につきましては、関連がありますので併せて審議をお願いします。
議 長	事務局朗読及び説明をしてください。
事 務 局	議案書朗読、説明。 申請者である社会福祉法人は当該申請地を特別養護老人ホームの利用者のリハビリ農園として活用するため、本申請に至りました。農地所得後は、田は田のまま利用する意向を示しており、農業用機械として、軽トラック2台を所有しており、今後トラクター、田植え機、コンバインを各1台をリース所有予定となっております。また、耕作の事業に常時従事する者も設定されており、その者が農地の適正管理を行います。 農地法施行令第2条には農地の権利移動の不許可の例外として「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」とされており、申請者は、社会福祉法人に当たるため、農地法上認められております。
議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
7番委員	8月18日に現地調査を行いました。水稻として作付けされており、現状は問題ないと思います。
議 長	地元委員から説明をお願いします。
13番委員	同じく作付けされており、問題ないと思います。
議 長	質疑はありますか。
全 委 員	なし。
議 長	質疑がないようでしたら、承認してよろしいでしょうか。
全 委 員	異議なし
議 長	7番から11番の案件につきましては、承認することに決定

		します。
	議長	議案第16号について終了します。
日程第7	議長	日程第7、議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
	議長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。 譲受人である社会福祉法人は現在ふじみ野市内で事業を行っておりますが、建物の老朽化により令和8年4月には退去する予定となっており、新しい事業所の建築を計画しております。 市内の市街化区域について検討してまいりましたが、条件に合う土地が見つからず、市街化調整区域に範囲を広めて探しておりました。当申請地の土地所有者に相談したところ、事業の必要性を御理解いただき、快い返事をいただいております。
	議長	農地の区分は、水道管、公共下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地から500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等が存在しますので、第3種農地と判断します。第3種農地である場合、農地転用は原則許可になります。
	7番委員	現地調査を行った委員から説明をお願いします。 8月18日に現地調査を行いました。畑には草もなく、土を入れたような感じであり、適正に管理されていてると判断します。周りにも影響はないと考えます。
	議長	地元委員から説明をお願いします。 8月24日に現地調査を行いました。7番委員の言われたとおり、適正に管理されており問題ないと考えます。
	17番委員	質疑はありますか。

議長	なし。
全委員	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
議長	異議なし。
全委員	この案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。
議長	議案第17号について終了します。
議長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和7年第8回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
	(終了 午後2時06分)